破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３６３号
埼玉県比企郡吉見町大字古名61番地
破産者　久保田典之
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第４０号
埼玉県熊谷市男沼568番地１
破産者　松村　啓司
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第８４号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢1180番地１　町営漆原団地南棟301
破産者　福島　孝子
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１００号
埼玉県深谷市上柴町東３丁目７番地２、旧住所埼玉県深谷市上野台3179番地１　セゾン101―11号
破産者　野村　祐貴
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１７１号
川崎市宮前区馬絹2038番地１　ガーデンステージ宮崎台　305、前住所東京都世田谷区奥沢２丁目23番３号
破産者　新井　啓之
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２３７号
川崎市幸区南加瀬３丁目１番30号　茜ビル101、前住所川崎市幸区南加瀬４丁目４番25―503号　エンゼルハイム新川崎
破産者　柿本　末満
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２３８号
川崎市幸区南加瀬３丁目１番30号　茜ビル101、前住所川崎市幸区南加瀬４丁目４番25―503号　エンゼルハイム新川崎
破産者　柿本　恵美
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２６８号
川崎市麻生区上麻生５丁目39番30―306号
破産者　種市　智裕
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６４３号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目５番25―403号
破産者　赤間　孝之
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５０１号
北海道恵庭市柏陽町３丁目29番地９　（第２サンタモニカ101号）
破産者　楠本　智子（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３７号
仙台市太白区郡山７丁目12番13号
破産者　小野百合子（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２６２号
仙台市青葉区小松島２丁目９番21号　小松島フラット103、従前の住所仙台市太白区袋原１丁目18番38号　ＫＡＴ―ＵＮ２―202
破産者　鈴木　博
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第９７号
山形県米沢市下花沢３丁目４番67号
破産者　小父内正広
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第４６号
群馬県太田市下小林町114番地１　ハイツフォーレＡ―202号
破産者　山崎　明夫
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第６６号
神奈川県横須賀市長井５丁目14番８号　アークアンシェルⅠ　102
破産者　長竹　宏美
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第７１号
神奈川県横須賀市野比３丁目29番26―22号クレールガーデン205
破産者　高倉　雄
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第７８号
神奈川県横須賀市安浦町１丁目10番地　菅野ビル501
破産者　千葉　俊介
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第８１号
神奈川県横須賀市汐入町２丁目46番地
破産者　市村　仁
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部